

平成30年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月5日(一般質問)

平成30年 第1回 定例会 会議録

日時 平成30年3月5日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

| | | | | | |
|-----|---------|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 古 屋 宏 治 | 2番 | 田 辺 弘 之 | 3番 | 栗 須 信 治 |
| 4番 | 山 田 眞 士 | 5番 | 村 瀬 敬 太 郎 | 6番 | 今 長 谷 武 和 |
| 7番 | 横 山 久 義 | 8番 | 大 楠 英 志 | 9番 | 阿 部 寛 治 |
| 10番 | 松 田 國 守 | 11番 | 阿 高 紀 幸 | 12番 | 荒 牧 泰 範 |

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | |
|--------------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 三 浦 正 | 副 町 長 | 松 田 秀 幹 |
| 教 育 長 | 西 邦 彰 | 総 務 課 長 | 大 塚 哲 雄 |
| 財 政 課 長 | 立 花 博 友 | 会 計 課 長 | 城 戸 安 行 |
| まちづくり課長 | 三 明 祐 治 | 税 務 課 長 | 山 口 茂 幸 |
| 収 納 課 長 | 松 岡 秀 策 | 住 民 課 長 | 村 嶋 茂 則 |
| 健 康 課 長 | 浦 上 利 浩 | 福 祉 課 長 | 井 上 勝 則 |
| 産 業 観 光 課 長 | 栗 原 俊 孝 | 都 市 整 備 課 長 | 久 芳 良 行 |
| 上 下 水 道 課 長 | 八 尋 正 記 | 学 校 教 育 課 長 | 野 寄 勇 |
| こ ども 育 成 課 長 | 井 上 伸 一 | 社 会 教 育 課 長 | 岡 部 禎 |

出席した議会事務局職員

| | | | |
|-----|---------|-----|-------|
| 局 長 | 佐 伯 和 久 | 次 長 | 藤 幸 三 |
| 係 長 | 伴 秀 代 | | |

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配布しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は5名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内とします。

この際、議員の皆様には、議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけるように求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、横山 久義 議員。

通告数は1問です。

○議員（横山 久義） おはようございます。

議席番号7番、横山でございます。

今回は、昨年末、行政専門雑誌に掲載されました自治の自画像というコラムの中で、町長の町財政に関するコメントがありました。その中に事実と懸け離れた発言やその真意が理解できない部分がありましたので、納得のいくような説明を求めたいと思っておりますが、その前に、先月の2月16日、西日本新聞に「福岡都市圏転入目立つ」との見出しで、昨年の県下の市町村別の転入転出超過数が掲載されておりましたので、そのことに少し触れておきたいと思っております。

我が町では、昨年は、町中心部に幾つかのマンションが建ち、人口が増加していると期待しておりましたが、残念ながら194名の減少で、しかも、糟屋地区では、ほかの市や町では増加しているのに、我が町だけが一昨年に続き人口が減少をいたしております。

町が活性化され、町政が順調であれば人口の増加や財政状況を示す数値にその結果は現れると思っております。

つまり、2年間で人口を326名も減少させるようでは、お世辞にも町政が順調だとは言い難いと思いますが、この人口減少についての質問は、第5次総合計画が本年度で終了いたしますので、その結果を踏まえ、6月議会でしっかりと行いたいと思っております。

さて、質問の本題に戻りますが、雑誌に掲載されたコメント中、財政に関する部分を要約しますと、次のようになろうかと思っております。

前町政は、私のことですが、起債頼みの箱物行政を行い、臨時財政対策債を使って様々な建設事業を行ったため債務が膨らんだ。

しかし、一般会計で起債残高が約170億円あったものを、2014年度までに起債残高を74億円まで縮減し、現在は正常な状態を維持している。

この記事を読み私は正直申しまして悲しくなりました。無論町のトップとして過去を冷静に検証し、将来の糧にすることは必要でしょう。

しかし、人を結果的に批判する場合、あくまで事実に基づいて行っていただきたいと思っております。自分の都合のいいように解釈し、それを公表することは、町長としての資質を疑われるということをお願いし、具体的な質問に入ります。

一つ目、記事の中で、一般会計において起債残高が170億円あったと述べられておりますが、恐らく平成16年度のことだと思っております。

平成28年9月議会での質問に財政課長は「平成16年度における起債残高は約130億4,300万円だ」と答弁をしております。この差額約40億円は一体何の負債なのでしょうか。

お尋ねをいたします。

また、臨時財政対策債を使って様々な建設事業を行ったとありますが、私の時代に臨時財政対策債を使って建設事業を行ったことはありません。臨時経済対策債の間違いではないかと思っておりますが、町長の説明を求めます。

2番目、多くの箱物を建設したため負債が膨らんだような発言がありますが、箱物の意味は自治体等が建設した施設で必要でない施設のことを指すようです。その意味で発言されたのなら、一体どの施設が批判にあたる箱物なのか具体的に示していただきたいと思っております。

3番目、起債事業を活用したことに批判的のようですが、国の補助事業を有効に活用するためには、町にとって有利な起債事業をフルに使い、少しでも町費を使わ

ない方法を研究することは、町のトップの責務だと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

次、4番目にいきます。

28年9月議会で財政について質問した際、財政課長から詳しく答えてもらいました。当然、町長にも理解してもらったと思っておりましたが、そうではなかったようですから、再度、財政課長に次の項目について確認をお願いいたします。

一つ、町が借り入れすることを起債と呼びます。

昔は、起債は全て町の借金でしたが、今は国に十分な財源がないことから、本来国が負担すべき補助金や地方交付税の一部を一旦町に起債させ、その後分割で交付税に算入する手法を用いるようになったことから、額面上、町の負債が膨らんだように見えます。

しかし、実はそうではないことを数字で示してもらいましたが、今回はさらに分かりやすい表現で示したいと思います。

国に豊富な財源があれば、国の負担分は起債しなくてよいこととなります。その場合、町の起債残高は全額、純粋に町が負担すべき金額となるはずですが。

そこで、平成16年度と28年度の純粋な町の起債残高を求めますと、平成16年度は、見かけ上の起債は130億4,300万円ですが、国の負債分97億円を差し引いた実質の町の起債残高は33億4,300万円になります。

同じように、28年度では、見かけ上の起債残高は66億9,500万円ですが、国の負担分61億4,700万円を差し引いた実質の起債残高は5億4,800万円で、平成16年度から28年度までの12年間で27億9,500万円、町の実際の負債は減少したことになりますが、それで相違ないかどうか、確認をお願いいたします。

次は、町の積立金についてですが、積立金は、平成16年度46億2,500万円だったものが、28年度では27億7,400万円に、12年間で18億5,100万円減少をしております。

そのことに間違いはないか確認を願います。

最後に、平成16年度と28年度における実際の負債額と積立額の差は、16年度は積立金の方が12億8,200万円多かったものが、28年度では積立が22億2,600万円多く、この12年間で約9億4,400万円積み立てが増えたこととなります。

このことに間違いがないかどうかを確認をお願いします。

以上です。

○議長（阿部 寛治） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

ただいま、横山議員から「行政専門雑誌に掲載された町長のコメントについて」とご質問がございました。各項目ありましたので順次答弁をいたしますが、通告書の内容の文書がかなり厳しいものでございましたので、私もかなり厳しい答弁をしておりましたが、一部割愛して答弁いたしますので、その辺は原稿と違いますけどご了承いただきたいと思います。

1 から 3 番目につきまして私から、そして 4 番目につきましては、財政課長から答弁いたします。

まず、最初の質問についてでございますが、雑誌記者との 2 時間程度の雑談の中で、私はかねてから一般会計における起債残高は 1 3 0 億円と認識しておりましたので、1 0 年間で 7 0 億円程度減少したと様々な場面で申し上げておりました。そのようなやり取りをする中で、下水道の起債部分も含めて約 1 7 0 億円程度になった話も確かに申し上げました。

私も掲載された記事を読んだ時に「ありゃ、間違ってるな」と思いましたが、途中で原稿の校正依頼など何もない状況で記事となったものでございまして、誤解を招く内容となったことをおわび申し上げます。

また、臨時財政対策債と臨時経済対策債と混同して私が話すはずは毛頭ございませんで、臨時財政対策債のことも対談の中で申し上げたことから、こうした間違った内容になったと推察するわけでございます。

ライターの記事についてメールで問い合わせましたが、取材記録にはメモですが、1 7 0 億円と書いているということでございました。「自分の書き方が短絡的であったかもしれない。もう少し確認すべきだったのかと申しわけなく思っている」旨の返信をいただいておりますことをご報告申し上げます。

そもそも、この取材の申し出をいただいた主旨は、「平成 2 8 年 1 1 月に 4 選を果たされたが、今後の政策課題についてお話をお聞きしたい。」との依頼でございました。

私は、努めて前町長に配慮し、事実のみを話したつもりでございました。横山議員が憤られるのは無理ないことではございますが、決して過去を誇張するために意図的に債務残高を水増しして話したというようなことはございませんので、誤解のな

いようにしていただきたいと思います。とは言え、誤解を招く記事となりましたことを改めてお詫び申し上げます。

次に、2番目の質問についてですが、本当は雑誌記事の内容を全部読んでお聞かせしたいところですが、それをするとまた自分のことばかり言っているようになって私の本意ではございませんのでいたしません。

しかし、私に対談の中で指摘したのは、「臨時経済対策債、これは間違っただけで臨時財政対策債と書かれておりましたが、臨時経済対策債を使って様々な建設事業を行ったために債務が膨らんでいた。交付税措置期間は据置期間を含めて15年間だが、公共施設は長期間使われるので返済期間を30年間に延長していた。15年間の交付税措置が終わると、急激に町の財政負担が増すことになる。」という点を申し上げました。

このことについて、既に議会でも、あるいは広報ささぐりやまちづくり行政説明会においても度々指摘してきたところですが、当時の財政担当者に聞いてみますと、30年の償還期間としているが、できるだけ繰上償還をしていく予定だったとのことでした。それならば、なぜ交付税措置がある期間に、一定額を減債基金に計画的に積み上げる手段を議会に対しても説明し、実行されなかったのかと残念な思いがいたすわけですが、

さらに、当時の前町長派議員からは、議会の度に、私が苦しくなる財政状況の説明をすると「実質公債費比率がマイナスではないか。こんな良好な財政状況は他の自治体にはない。」と間違っただけで理解のもとに意見を述べられていました。どうして議会に対して、真実を述べられなかったのかと残念でなりません。

次に、3番目についてですが、起債事業の活用に批判的のご指摘ですが、全ての起債事業を批判しているものではないかと伺います。現在においても、災害防止、循環型社会の形成等、積極的に起債を活用し、予算編成をしているのが現状かと伺います。

4番目については、財政課長から答弁をいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、財政課長。

○財政課長（立花 博友） それでは、4番目につきまして、私の方からお答えいたします。

まず、最初の純粋な町の起債残高はということですが、横山議員が言われるとおりでございます。積立金以降につきましては、最初に28年度に答えた分につきましては、国保準備基金2億5,000万円が含まれておりました。今回、同額の方

を計上しておりませんので、国保準備基金を除いたところで、再度お答えいたします。

平成16年度は、基金残高は40億6,200万円、積立基金は34億9,200万円で、市町村災害基金等が5,700万円でございます。

平成28年度につきましては、横山議員がおっしゃるとおりで、国保準備基金5億7,000万円は除いた数字でございます。

最後に、実質の負債額と積立金額の差をとということで、平成16年度は2億5,000万円除いておりますので10億3,200万円。

28年度につきましては、横山議員がおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） どうぞ、横山議員。

○議員（横山 久義） 再質問の前に少し説明をさせていただきたいと思うんですけども、私は現職の時にですね、最も財政に関して力を入れたと言いますか、今でこそですね、いわゆる実質国の、いわゆる負債ですね、いわゆる交付税算入額というのは数値である程度出てきます。

しかし、以前はですね、一つ一つの事業をひも解いていかないと分からない。

しかしそれをですね、担当職員、時間をかけて一つ一つひも解いてですね、いわゆる、毎年、今年度の実際の国の、いわゆる借金が幾らですよ、町の借金は幾らですよ。それをですね、把握してないと財政運用できないと思うんですよ。見かけの起債残高だけを見てですね、もし例えばそういう時に、国のいい補助事業があったとする、そしてどうしてもその補助事業にのせたい、例えば何か建設があったとします。

しかし、見かけ上の起債残高を見てですね、それを信じてやったら怯えてしまうんですよ。ですから常に、冷静に町の負債が、本当の負債が何ぼなのか、そして積立が何ぼなのか。そして、その差がどれだけあるのか、余裕があるのか。そういうものを常に把握しながら、事業というものはやっていかなきゃいけないんじゃないかなということで、最近は何もですね、そこいらを気付いたんでしょう、数値で出るようになっております。

だから、以前は恐らく全国でも、そんなに国の実際の負債を計算する自治体はなかったんじゃないかなというふうに思っております。それだけやはり財政というものはシビアにですね、考えていかなければいけない。

そして、この12年間で、この雑誌のコメントにですね、いわゆる健全化をやり

ましたよということですが、平成16年の時もですよ、積立額との実際の負債との差はちょっと私が言ったのと違っておりますけれども、それでも積立の方が多いわけですよ。別に不健全な状態じゃなかったということなんですね。

ですから、もしあのコメントいうんなら、さらに充実させると、健全な財政をさらに充実させたというふうな表現の方が私は良かったような気がします。そうしないと、以前が不健全であって、自分で健全化しましたよというふうになりますけれども、この12年間で、恐らく12億ぐらいですかね、いわゆる積立が増えたのが、年に換算しますと1億程度ですよ、この12年間は大きな事業はあってません。それで、1年間に1億積み立てましたよと、それぐらいのペースだったらですよ、これから先、将来を考えたときにですね、本当に財政運営できるんだろうかと思えます。

今、篠栗駅のいわゆる東側自由通路が今建設中でございますが、当然これ起債を受けているわけですが。

ですから、その中の工事費の全てがですね、町の負担であるとは思っていません。しかし、見かけ上は、一つ事業をやると、それはほぼなくなってしまおうような感じなんですね。

ですから、本当はこの12年間で、もっともっと私は積み立てを増やして欲しかった。それが本音です。

そのためには、やはり血のにじむような行財政改革をですね、やっていかなければいけなかったと思えます。

でも、過去のことをここで言っても仕方ないから、これからはですね、やはり行財政改革をもっともっと、町長だけじゃなくて、職員全員でですね、血眼になってやらなきゃいけない。

だから、監査委員からの指摘がありましたように、補助事業を使わな過ぎる、だから補助事業を使うことも一つの策なんですね。

だから、そういうことをやはり一人一人が真剣に考えてやっていかないと、町のこれからは何もできなくなると思えます。

ですから、一つだけ町長にお聞きしたいのは、行財政改革に対してのですね、取り組みをですね、どのようにやられるか、具体的な事はいいません。

その決意のほどですね、お聞きしてみたいと思えます。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 本定例会の施政方針の中で、もう一度、行財政改革をやらなけ

ればいけない時代だっていうことを私が申し上げました。

そして、今年1年、年末までかけて職員間でしっかり協議をし、そしてまた、外部の審査会に諮問して、そして来年度からスタートしたいと。そして、なおかつこれについては、前回の5年間というよりも、もっとスピード感を持って3年程度で仕上げたいと、計画をしっかり立て上げたいというふうなことを申し上げました。

その中にはですね、今後の人口構成の変化等々もありますし、そういうことを見据えた上で、将来不要となる公共施設等々もあるんじゃないかと。これについては、廃止あるいは私どもが課題としております役場建物の耐震化構造の基準に合致していないということから、移転あるいは改築・新建設等々の大きな課題もあるわけでございます。その辺のもろもろの課題を浮き上がらせた上で、皆さんとともにやっていきたいというふうに思っているわけございまして、漠然とした話でございますけれども、これから半年間程度、しっかり役場内で検討した上で、この新たな行財政改革がしっかり結果を出せるように、進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） 以上で、質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） では、次の質問順位にまいります。

質問順位2番、大楠 英志 議員。

○議員（大楠 英志） 議席番号8番、大楠 英志でございます。

「公共下水道区域外における浄化槽維持管理費の補助を求める」とのタイトルで一般質問をさせていただきます。

篠栗町の中山間地区には、それぞれの山の谷あいには民家が点在し、町民の方が暮らしてあり、先祖から引き継いだ田畑や山林を守ってあります。

このほとんどの地域は、上下水道の区域外で、一部を除いて上下水道の恩恵はありません。

生活用水は、ボーリングや井戸水、谷水を取水して利用してあります。

また、下水処理はくみ取りや単独浄化槽、合併浄化槽で、それぞれ各所帯において費用を負担してあります。

特に、合併浄化槽においては、今まで私は議会におきまして、中山間地区の生活改善、河川・水路の環境保全や整備等で合併浄化槽の推進を訴えてまいりました。平成27年の後半に、自宅にも合併浄化槽を設置して使用をしています。大変、快適・衛生的で家族一同喜んでいきます。

ところが、今までのクリーントイレ、くみ取り便槽に比べますと、年間2倍以上の経費が必要になることが分かりました。

一例を挙げますと、合併浄化槽設置工事費7人槽においては、約150万から230万円程度の工事費が掛かってまいります。これは、宅内の広さ、トイレ数等の相違がございますが、篠栗町から補助金として59万4,000円、改造・増築の場合は、10万円がこれに加算をされまして、合計69万4,000円が設置補助金として支給されています。この59万4,000円の補助金には、国県それぞれから13万8,000円の補助金も含まれています。

合併浄化槽の管理費におきましては、7人槽において、ひと月5,724円、12か月で年間6万8,688円がかかっております。

くみ取りの場合ですと、今まで30日から45日に1回約3,000円で、年間3万から3万6,000円で行っていました。

5人槽ですと月5,292円、12か月、年間の管理費が6万2,400円で行っています。

くみ取りの場合、やはり30日から45日に1回で約2,300円、年間2万3,000円から2万7,000円くらいで行っていました。

このように維持管理に要する費用は、くみ取りに比べ費用が高額で負担が大きくなっています。

中山間地区は高齢者の所帯が多く、年金暮らしの中で、この管理費は負担が大きいと考えます。今後、合併浄化槽の整備推進を図る上におきましても、管理費の負担が大きな課題と考えられます。

以上の理由におきまして、維持管理費の補助を求めるものでございます。

この件につきましては、公共下水道区域外及び区域外が一部含まれる6行政区長からの要望書が、平成29年2月に提出してあります。

要望の趣旨は、浄化槽維持管理費の補助について、維持管理に要する費用は、従前のくみ取りに比べ高額で、高齢・過疎化が進む山間部の住民にとりましては大きな負担となっています。このことが、浄化槽整備推進の障害の一つとも考えられます。

この状況をご理解いただき、公共下水道区域外に設置した浄化槽の保守点検、清掃等の維持管理費の一部について補助を要望するものです。

町当局のご配慮をお願いします。

以上のような、切実な要望書が提出されております。要望に沿った回答をいただ

きたいと存じます。

町長の答弁を求めます。

○議長（阿部 寛治） では、三浦町長、答弁をお願いいたします。

○町長（三浦 正） 大楠議員からの「浄化槽維持管理費の補助を求める」というご質問についてお答えいたします。

本町では、約510ヘクタールを下水道整備区域として指定しております。

指定区域外には、平成28年度末現在1,200人程度の方が生活していらっしゃいます。

町では、生活雑排水による公共用水域の水質悪化の防止と設置者の浄化槽設置費用軽減を目的といたしまして、平成14年度から篠栗町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を整備し、現在も補助金の交付を行っているところでございまして、対象人口の約42%の方が利用していただいているところでございます。

豊かな自然環境を保全するためには浄化槽のさらなる普及が不可欠であることは十分理解しておりますが、先ほど、6行政区からの要望書の内容については検討をいたしますということをおきながら、自主的に棚上げになっていることは大変申しわけなく思っているところでございます。

議員のご要望につきましては、近隣の市町の状況等を勘案して、改善策を検討し対処してまいりたいと考えております。

状況等の詳細につきましては、都市整備課長から説明をいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（久芳 良行） それでは、大楠議員の「浄化槽維持管理費の補助を求める」のご質問にお答えいたします。

議員のご質問の中にありました昨年2月に関係6区の区長さんから提出されました要望、その際に、要望に伴います近隣の糟屋地区内の状況について調査いたしましたのでご説明いたします。

現在、糟屋地区内で浄化槽の設置に対する補助を行っているのは、本町のほか、古賀市、宇美町、新宮町の1市3町であります。

一般的な家庭が設置する浄化槽の5人槽・7人槽で、設置費に対する補助金の比較を行います。本町では、5人槽に対しては45万4,000円、古賀市33万2,000円、宇美町34万2,000円、新宮町39万2,000円。

先ほど大楠議員の質問の中にありました7人槽につきましては、本町59万4,000円、古賀市、宇美町が同額の41万4,000円、新宮町が54万5,000

円となっております、本町がそれぞれ5万円から18万円多く補助金を交付しております。

本町の補助金は、国及び県が設置している基準額に対して、5人槽は12万2,000円、7人槽は18万円を、それから10人槽につきましては28万1,000円を上乗せした金額を設定しております。

さらに、他町では見られない取り組みといたしまして、くみ取りや単独浄化槽からの転換の場合は、さらに10万円を改築のための補助金として上乗せを行っております。

福岡県内で浄化槽の設置補助金を交付している50市町村のうち、浄化槽の維持管理費用に対する補助を行っているのは、五つの市町があるようでございます。

近隣の糟屋地区内では、浄化槽の維持管理費に対して補助制度を実施している市町村はございません。

本町は、他町に比べ設置補助金の上乗せを実施しておりますので、ご要望の維持管理に対する補助については、現状といたしましては、設置補助金の上乗せ分が維持管理費に相当するものとして、ご理解いただければと考えます。

また、一方で環境係といたしましても、ただいまのご質問の内容を踏まえ、業者に対して価格の値下げ等、自主努力を促してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 今の答弁に対して、大楠議員、再質問をどうぞ。

○議員（大楠 英志） 再質問をいたします。

今、課長の方から補助金についての説明がありました。篠栗町は、他町から比べて多く補助をしておるということは、実際、詳細を聞いたわけでございます。これは非常にありがたいと思っております。

再質問でございますが、昨年の29年3月現在の資料ではですね、篠栗町の人口が3万1,551・所帯数が1万2,994人、それで下水道処理区域の人口が2万9,218人でですね、所帯数が1万1,936でございます。

下水道区域外の人口は、先ほど約1,200人ということでございましたが、1,221人で518所帯、このうち合併浄化槽整備が513人で216所帯、単独浄化槽は55人で20所帯、くみ取りは653人で282所帯ということ、資料をいただいております。

平成29年3月現在でですね、まだ282所帯653人、区域外で約40%ということが今、答弁でいただきましたが、29年度ですね、合併浄化槽の新規の設

置数は5人槽、7人槽それぞれ新規で各一基と聞いております。大変ですね、これが、進捗状況が思わしくないと、もう15年経っておってですね、まだ、50%いってないと、この現状をですね、これをやっぱりよく考慮していただかなくてはならないのじゃないかなと思っております。

合併浄化槽設置は任意ではございますが、やはりですね、この「自然環境を守る」「河川・水路に汚水を流さない」と。

また、今後ですね、若い世代や生産人口の流入等を図るためには、やはりこの合併浄化槽設置の推進は必要と考えますが、答弁をいただきたいと思えます。

現在、下水道区域外ですね、公民分館におきましては、浄化槽維持管理費に補助金が支払われております。このことは、財源が厳しい公民分館にとりまして、大変これもありがたいと感謝しておるわけでございますが、その補助理由として、やはり河川・水路の環境保全及び管理費用が高いということで、その補助に資するためと、こういうふうに理解をしておるわけでございます。

今回それからいきますと、私の一般質問の趣旨とですね、一致するようでございます。

先ほどまた課長が、この業者とも交渉するというところでございますので、やはり我々、使用者側はですね、設置した後にこれを言ってこられるわけです。最初からこの金額が一般的にわからないわけですよね。設置した後で業者の方が来られて、どこもかたってあると。「総費用を12か月で割って、この費用をお願いします。」と、そういうことを言われてですね、私のしたときは、業者の方にですね、私はね、ずっとこの議会で、この合併浄化槽を進めてきたて、「こんなに費用がかかるとやったら進められんやないか」ということでですね、かなり厳しく抗議をいたしました。また、他の業者にも連絡を取りましたらやっぱりその辺は話し合いをしてあるんじゃないかなろうかと思われます。ほとんど金額が変わらないと。

そういうことで、ぜひですね、その点は、業者の方ともやっぱり行政の方から指導なりですね、交渉をしていただきたいと思えますが、その辺も含めて答弁をいただきたいと思えます。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 再質問は2点ございました。

現在282所帯653人の方々、浄化槽に変えられずに旧来型の手洗いで我慢してらっしゃると、今後の人口の流入も考えれば、この自然環境を守りつつ、こうした環境の中で快適な生活を送ることが大変重要なのではないかという趣旨のお話

であろうかと思えます。

いろんなご意見がある中で、公民館に対する維持管理費の補助金については、数年前に取り組んで実施したわけでございます。

「盆・暮れに帰ってきた子どもたちが、その孫たちが家の手洗いで用を足すことができずに樹芸の森まで行く、そういう実態があるんですよ」というお話をいただいたことも記憶しております。

ご家族皆様方が快適に、このすばらしい自然環境の下で暮らしていけるようにですね、何らかの知恵をさらに絞って、前向きに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、業者に対する私どもからの指導というお話がありましたが、それにつきましても、先ほど都市整備課長が申しあげましたように、これはいかにもその町が決めた指定の金額だからと、というような感覚でいらっしゃると思うんですが、これはあくまでも個別の業者の自主的な決定でございますので、この浄化槽の維持管理汚泥引き抜き等については、町が既定の金額を設けているわけではございませんので、その辺のところは、私どもも住民の皆様方にもしっかとお伝えしていきながら、そしてまたなおかつ業者に対しても、「営業努力も少していただきたい」という旨の私どもからのお願いも、引き続きやってまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、大楠議員。

○議員（大楠 英志） 最後、要望に変えますが、今、町長が答弁されましたように、業者の方との交渉も是非していただきたいと思えますし、また区域外の6の区長からの要望書には検討をするということでございましたので、是非ですね、前向きの回答書が今後提出していただきますようお願いを申し上げまして、要望にかえさせていただきます。質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） 質問順位3番、田辺 弘之 議員。

○議員（田辺 弘之） 議席番号2番、田辺 弘之でございます。

本日は、篠栗町が平成27年に「自治体データ利活用分析システム」を導入いたしました。その活用についてお尋ねいたします。

「自治体データ利活用分析システム」は、平成27年主要施策の成果説明及び財産に関する調書に「篠栗町住民情報統合基盤を利用した子育て計画支援業務」と記載されており、「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一環として、篠栗町人口ビジョンの実現化の子育て計画支援事業を支える基盤として導入されたものと

思います。

人口ビジョンの全体構成は、まず、人口の現状分析として、（１）人口動向の分析。（２）将来人口推計と分析。（３）人口の変化が地域将来に与える影響の分析・考察。

次に、人口に関する現状と課題整理として、（１）現状分析からの把握。（２）各種調査からの把握。これは、アンケート調査結果、団体ヒアリング調査等が含まれます。（３）人口ビジョンにおける重点課題。

そして、これらをもとに人口の将来展望として、基本的な視点や目指すべき将来の方向を決めていくと記載されております。

第６次総合計画案でもシティプロモーションの推進が大きく取り上げられております。シティプロモーションの持つ意味を端的にいうと、「都市や地域の売り込み」になります。

一番大きな要素は、自治体の知名度の向上ですが、それを実現させるための具体的な取り組みとして、情報交流人口の拡大、定住人口、交流人口や協働人口の増加や、人口還流の実現をすることによって、地域活性化が図れると言われております。

これらの点を考慮すると、シティプロモーションの推進には、人口の推移や人の流れの要因の把握がとても重要な要素になるのではないのでしょうか。

また、これから実施されるこの第６次総合計画は基より、今後の空き家対策や平成２７年１２月に公表された篠栗町公共施設等総合計画の実施の際にも、町長の答弁に先ほどありましたが、なぜそこに新しい施設を設置する必要があるのか、またその地域にどういう人が何人いるのかといった数字の裏づけも必要だと思います。

そこで、このシステムがどのように活用されているのかをお尋ねいたします。

①自治体データ利活用システムの概要。②このシステムがどのように活用されているのか。③構築が完了した統合型地図情報（GIS）システムとの関連はどうか。④篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPIのPDCAに有効なのか。⑤篠栗町人口ビジョンには、自然動態・社会動態の推移なども考慮されておりますが、総務省のRESAS「地域経済分析システム」との活用も可能なのか。の５点、以上、よろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） どうぞ答弁をお願いします。

○町長（三浦 正） それでは、田辺議員の「自治体データ利活用分析システムの活用について」に答弁をいたします。

国立社会保障・人口問題研究所が２０１３年３月に推計いたしました２０４０年

の本町の将来人口は2万9,158人となり、2060年には2万5,343人と現在人口から6,000人程度減少すると推計されました。これを受けて、直面する人口減少に対応するため、2015年度に「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしましたして、19の取り組みによる新たなまちづくりに踏み出しているところでございます。

総合戦略は、K P Iいわゆる重要業績評価指数を設定することが義務づけられておりまして、2018年度までの期間内にK P Iを達成することで、2060年の目標人口2万9,000人への足掛かりとするものでございます。

しかし、ここ数年の篠栗町の人口は微減の傾向にあり、自然動態いわゆる出生数から死亡数を差し引いたものは微増傾向にあるものの、社会動態いわゆる転入数から転出数を差し引いたものは転出数が上回り、人口微減の要因となっているのも事実でございます。

今回のご質問の「自治体利活用分析システム」いわゆる「地方創生システム」は、地域活性化・地域住民生活等支援交付金、地方創生先行型交付金を活用して2015年度に全国に先駆けて導入をいたしました。

システムの詳細な概要について、また、ご質問の項目については、まちづくり課長から答弁をいたさせます。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（三明 祐治） それでは、最初にシステムの概要についてお答えをいたします。

本町が所有する住民情報、税情報、福祉、保育、医療保険、財務会計などの蓄積された情報を活用し、一元化することで人口ピラミッドや地図などを用いてグラフィカルな見える化を行い、人口の推移、人口移動など月単位の更新による最新の情報を視覚的に確認することができます。

また、行政区や学区などエリアを絞って表示することが可能となっており、より地域の現状を捉えることができます。

その他に、健康管理情報における健診情報など健診項目ごとに受診率の把握が行え、これに関しましても、行政区や学区単位で表示することが可能となっております。

次に、活用方法といたしましては、総合戦略のK P Iの達成度の把握はもちろんでございますが、今回策定いたしました第6次篠栗町総合計画の施策立案におきましても、町の動向や人口動態など5年先の展望のために活用を行ったところでござ

います。

また、啓発が進まない事業におきましては、地域の絞り込みを行うことで、ピンポイントに注力することが可能となります。

今後は、事業の方向性や新規事業導入の検討、そして進行中の事業の今後の在り方など、データによる説得力のある効果的な検証が行えるものと考えております。

次に、GISとの連携でございます。

地方創生システムは、分析を主とするシステムであることから、連携につきましては、現在、計画はしておりませんが今後の運用次第で連携する方がより効果的であると判断されるのであれば、検討を行っていきたいと考えております。

次に、「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPIのPDCAに有効か」とのご質問でございます。

総合戦略は、人口減少に歯止めをかけることが目的でございます。

しかし、現状分析における自然動態や社会動態の増減は総体的に捉えることができますが、転出の目的や年齢構成、転出先など、その背景を横串的に捉えることは容易でないことから、転出者に協力をいただき転出者アンケートを実施しているところでございます。このアンケートデータと地方創生システムを併用し、過去のデータとの対比を行うことで人口推移の見える化が図られ、より効果的なPDCAサイクルの循環が行えKPIの達成に近づくものと考えているところでございます。

次に、産業経済省との内閣官房が提供している地域経済分析システム（リーサス）との併用活用の件でございます。

現在は、そこまでに至っておりません。

しかし、将来的にリーサスとの連携を取ることが可能となれば、地域経済や産業構造、観光情報などの多角的にデータを取り込むことで、様々な分野における本町の現状を掘り起こすことが可能となるのではないかと考えておるところでございます。

今後、地方創生システムの活用範囲が広がることで、様々な施策の見える化を進めるとともに、将来的には行政と住民が一体となった連携を促し、皆で知恵を出し合っ解決策を探る言える化の実現を目指したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 答弁が終わりましたけど、再質問ございますか。

はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 今の最後の答弁で「皆で知恵を出し合った解決策を考える」

とありましたが、この「自治体データ利活用システム」、答弁では「地方創生システム」と言われておりますが、どの程度の範囲で役場内の職員の方々が閲覧できるのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（三明 祐治） どの程度の範囲で役場内の職員が閲覧できるのかとのご質問でございますが、この地方創生システムは、住民情報や税情報、福祉情報のデータを活用し、本町のL G W A N端末のパソコンに展開するものでございます。

ただし、個人を特定するようなものでないことから、全職員対象に利用できる環境としております。

○議長（阿部 寛治） 再質問ですね。

はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） 今もありましたけども、「この本町が所有する住民情報や税情報とか、保育などの蓄積された情報などを活用して、一元化して人口ピラミッドや地図などを用い、グラフィカルに見える化を図ることができる」との答弁がありましたけども、そういった形で展開されると思いますが、さらに、こういった形で発展性を考えておられるのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、三明課長。

○まちづくり課長（三明 祐治） 将来的には地方創生システムを住民に公開し、本庁や各区、校区別における人口推移の現状に関心を持っていただくようになればと考えているところです。

それによりますと、まずは、町職員が地方創生システムの活用の幅を広げ、町の現状を敏感に捉えることにより、様々な施策に反映できるよう取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（阿部 寛治） 伺いますか、何か。

はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） それをするためにも、最初に申しましたとおり、人口に関する現状と課題整理には、各種の調査からの把握として、アンケートやこの団体ヒアリング調査が重要になると思います。

アンケートデータとして、横串的に捉えるとしてアンケートデータだと併用しているとのことですが、具体的なアンケートの方法や活用された例を教えてください。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（三明 祐治） 先の「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」のK P Iに有効かとのご質問の中でも回答しておりましたが、転出者アンケートをはじめ、様々な計画策定を行う上で、住民の思いを計画に反映させるために、様々なアンケートを実施しているところでございます。

近年では、篠栗町総合戦略、高齢者保健福祉計画、地域福祉計画、地域福祉活動計画、放課後児童クラブ利用者や、これから利用する保護者へのアンケートなどを実施しているところでございます。

○議長（阿部 寛治） 答弁が終わりましたけど。

はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） いろんなことを反映していただいていると思います。

これで質問は終わりますが、最後に要望として3月1日の町長の施政方針で、篠栗町ホームページをリニューアルするとありました。

この地方創生システムを活用し、広く住民にも情報公開のツールとして、いろいろな情報をグラフィックしたり、見える化の工夫をしていただきたい。

それとまた、この地方創生システムは、せっかく、全国に先駆けて導入されたものとのことでしたので、役場内でもいろいろな情報を共有するツールとして、多くの職員の方々が有効活用していただきたいことを要望して、私の質問を終わります。以上です。

これで終わります。

○議長（阿部 寛治） 議員の皆様、ちょうど1時間経過しましたので、10分ほど休憩を取りたいと思います。

暫時休憩をいたします。

再開は11時10分からとします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（阿部 寛治） では、再開いたします。

質問順位4番、荒牧 泰範 議員。

質問は2問です。

まず、第1問目からお願いいたします。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番、荒牧でございます。

同項目の質問ですが、今、議長からご指摘ありましたように、1問目は町長に、2問目は教育長にお尋ねしたいと思います。

まず初めに、町長にお尋ねいたします。

「健やか親子21推進で子育て層の流入を願う」ということで、厚生労働省が進める「健やか親子21」の趣旨に基づき、母子保健の充実により子育てしやすい町づくりを実現し、若い夫婦の転入を図ることが町の将来を切り開く有効的な手段と思います。

そこで、母子手帳の発行時に家族の幸せな気持ちや生まれ来る子への思いなどを手帳に書き記すことを窓口で強く勧めることで、親の幸福感の向上や児童虐待の一次予防を図り、後にその子どもに読ませることで親の気持ちが伝わり、自分の存在意義を知り、思いやる心を持つこととなり、自殺やいじめを防げると思います。

出産直後の親の孤立やうつ病を防ぐために、回数が限られるでしょうが、外出しやすいようにタクシー券の配布やベビーシッターの派遣、産後ケアの充実などを行い、子育てしやすい町を具体化し選んでいただける自治体を目指してはいかがでしょうか。

加えて、高齢者や時間に余裕のある方に、公民館などで音楽演奏や絵画・彫刻・書道に料理教室など、就学前の子どもも含め保護者も一緒に学ぶことができるコミュニティの場を作り、町が行っている母親学級や親子サロンなどの発信型でない住民による組み立て型事業の展開を図り、居住地として選んでもらえる町づくりをされてはいかがでしょうか。

町長にお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） では、町長どうぞ。

答弁をお願いします。

○町長（三浦 正） それでは、「健やか親子21推進で子育て層の流入を願う」というご質問にお答えいたします。

荒牧議員ご案内のように「健やか親子21」は、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指して、関係者や関連機関・団体が一体となって、その達成に向けて取り組む国民運動でございまして、「切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策」「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」という三つの基盤課題を設定いたしまして、さらに、重点課題として「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」と「妊娠期からの児童虐待防止対策」を掲げております。

本町におきましても、篠栗町健康増進計画「ささぐり健康プラン」におきまして、健やか親子21の内容を織り込んだ母子保健計画を含めた計画の策定を行っている

ところでございます。

また、平成30年度に開設予定の子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対しての切れ目のない、総合的な支援を行う拠点であり、まさに健やか親子21推進の一翼を担うものでございます。

具体的なお質問に対しましては、健康課長からお答えいたしますのでよろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） 健康課長。

○健康課長（浦上 利浩） それでは、引き続き、荒牧議員のご質問の中の具体的な提案につきましてお答えいたします。

まず、「母子手帳を発行する際に、家族の幸せな気持ちや生まれてくる子どもへの思いなどを、この母子手帳に書き記すことを強く勧める」ということにつきましては、議員のご意見のとおり、親の幸福感の向上や子どもの健やかな成長に有意義なことだと認識しております。

現状におきましても、母子手帳発行の際は、数種類の色柄の手帳から自分の好みのもので選んだ上で、その手帳に自分や家族の思い、うれしい気持ちや不安な気持ち、いろいろな感情や出来事を書き込むことで、子どもへの愛着心がさらに高まり、その後の育児で悩んだときには、その手帳を見て元気づけられ、子どもと一緒に振り返ったときには、子どもは自分がとても大切にされていることを再認識し、親に対する感謝の気持ちが高まることなど、妊婦さん一人ひとりに丁寧に説明しながら対応しているところでございます。

次に、妊産婦の孤立やうつを防止するため、タクシー券等の配布やベビーシッターの派遣、産後ケアの充実など、妊産婦への保健サービスをさらに充実すべきというご意見でございますが、このような個別のサービスにつきましては、妊産婦への意向調査等を十分に行った上で、真に必要なサービスについては、検討してまいりたいと思っております。

なお、現在実施している産後支援ヘルパー事業につきましては、産後のみならず、産前においても利用が可能となるよう検討しておりますほか、産後ケア事業につきましては、広域化の可能性も含め、糟屋地区の他の市町と協議検討しているところであります。

次に、「各公民館等で高齢者や就学前の子どもと保護者が一緒に学べるコミュニティの場、住民による組み立て型事業の展開を」というご提案でございましたが、現在社会福祉協議会の子育てサロンなど先駆的な取り組みもありますので、社会福

祉協議会やこども育成課等、関係各課、関係機関と連携を図りながら検討してまいりたいと思っております。

議員のご提案のとおり、健やか親子21を推進し母子保健の充実を図ることは、子育て世代を町に呼び込むための重要な施策の一つでもありますので、今後もさらなる推進を図ってまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁が終わりました。

再質問どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 健康課長には、ぜひ推進方お願いしたいと思います。

ただちょっと、何て言うんでしょう。

先ほど来、横山議員のお話にしても何してもやっぱり、町の活力というのは人口だと思っております。

その増やすためには何がしかの意味合いを持って、人様に来ていただかなくちゃいけないんですが、奈良や鎌倉や京都と違って何千年の歴史の私物があって、その観光客目当てでまた産業が発達するなんてことは、うちの町はちょっと難しいと思うんで、いっそ以前あったグリーンオアシスというよりもここで方向転換といましようか、ボーンオアシス、見たくなる町、生んで楽しい町っていうようなキャッチフレーズで若い世代に来てもらうことも一つの手と思うんですが、その辺りの発想はどんなふうに思われるか、ちょっとお答えいただけますか。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 私どもの健康課、福祉課、あるいはこども育成課等を中心とした子育てに関する専門部署でも大変努力をしている中で、一生懸命子育て世代の流入について努力をしているところでございます。

しかしながら、今お話のように何か町がどんとぶち上げることは、それなりの効果といましようか、それが効果があることも事実でございますので、第6次総合計画「篠栗みんなの羅針盤」の中ではいろいろ細かく決めているところでございますが、この概要を広報等で説明していくに当たっては、ホームページでも、そのあたりのところをしっかり前面に打ち出してまいりたいと思います。

○議員（荒牧 泰範） 終わります。

○議長（阿部 寛治） 質問2問目をどうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 次に、教育関係について教育長にお尋ねいたします。

日本では、性についてあまりオープンに語られませんが、妊娠や性感染症につい

て正しい知識を子どもたちに伝えるために、学校のみでなく家庭でも教育できるように保護者に対しても冊子を配布し、男女を問わず責任ある行動を取れるようにすべきと思います。

その際、少子化対策の意味も含め、将来の人生設計や高齢妊婦の高有病率などから、妊娠出産適齢期は概ね24歳から35歳であることも伝えるべきと思います。

また、子育てしやすい町を目指し、義務教育期間の小中学校における保護者負担を軽減するために、学習に必要な副教材費などの無償化が実現できないでしょうか。実際に9年間で給食費や制服代等を含めいくら必要なのか教えてください。

加えて、近年入学や就職試験はもとより、生涯において英語力の向上を求められている子どもたちのために、カリキュラムとは別に、学童保育や放課後の教室においてネイティブスピーカーとの会話の場を設け、なお一層のレベルアップをする機会を設けられないでしょうか。

教育長にお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長どうぞ。

答弁をお願いします。

○教育長（西 邦彰） それでは、子育て層流入の2につきまして、お答えいたします。

学校教育における性教育においては、教育基本法に述べております「心身ともに健康な国民の育成」に基づき、体育科、保健体育科などの関連教科や特別活動・道徳科等において「心身の発育・発達と健康」「生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築すること」「性感染症等の予防などに関する知識を身につけること」などの項目で指導を行っております。

指導に当たりましては、学校全体の共通理解はもちろんのこと、「児童生徒の発達段階を踏まえること」と「家庭や地域社会との連携を図ること」を前提として、教科書だけでなく文科省や県の啓発パンフレット等があれば活用したり、PTAの研修会を開催したりして、性教育を進めているところでございます。

次に、少子化対策についてですが、平成26年11月の文科省における少子化対策指針に基づきまして、次のように実施しております。

1点目、「教育における普及・啓発」の項目におきましては、学校においては、家族・家庭・性や結婚等に関する教育として、小中学校の学習指導要領に基づく教育を実施しております。

2点目、「安心して子育てを行っていくための環境整備」の項目では、こども育成課と学校教育課において、子ども・子育て支援制度による子育て環境の充実や放課後子ども総合プランの推進を進めているところでございます。

3点目、「教育費負担軽減のための施策」の項目では、学校教育課におきまして、教育費負担を軽減するため、就学援助や各種教育補助を行っているところでございます。

それでは、ご質問の「義務教育期間の小中学校における保護者負担」につきましてお答えいたします。

篠栗町においては、小中9年間の教材費、給食費、制服代等は、学校区による違いが多少あり74万円から76万円弱となっております。

本町では、保護者の負担軽減策として、平成29年度入学者から就学援助費のうち入学準備金の事前支給を始めております。就学援助費の受給には、世帯収入等の条件があるものの入学準備金の事前支給は、本町が糟屋地区内でも最初の試みであり、子育て支援が一步前進したものと考えております。

さらに、就学援助費については、満額の受給が可能なご家庭で小中9年間の合計額は約72万円だったところを、本定例会におきまして、当初予算案の議決を受け、単価が改定されますと、平成30年度から受給額は約77万円となり5万円の増額となります。

その他にも、学校に対して校外活動費、クラブ振興費、中体連等諸大会出場に伴う費用に対して補助金を交付しており、直接的、間接的に保護者の方々の負担軽減を図っているところでございます。

今後におきましては、すぐに取り組むことが可能な事業につきましては、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

議員がご提案されました副教材費などの無償化の実現につきましては、町費が大きく伴いますので、その他の教育・子育て関連事業との優先順位を考慮しつつ、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

最後に、「子どもたちの英語力向上の機会を設けることについて」お答えいたします。

まず、「学童保育にその機会を設けることについて」でございますが、町立児童館3館及び町内認可保育所2か所で実施している学童保育事業は、放課後の子どもたちに適切な遊びと生活の場を提供し、子どもの健やかな成長を支援する事業で、宿題をする時間や遊びの時間、おやつタイムなどを設け実施しているところでござ

います。

同事業については、保護者のニーズが非常に高く、待機児童が発生している状況もありますので、まずは待機児童の解消に重点を置いて取り組みを進めていかなければならないと考えております。

次に、放課後の教室の利用でございますが、平成30年度から小学校の和室を使用し、夏休み等の長期休業期間に拡大放課後児童クラブを開始することを計画しております。

関連予算につきましては、今議会で審議をお願いすることにいたしております。

この事業で使用する小学校施設は、今後、夏休み等の長期休業期間以外にも有効活用を図り、放課後子ども教室事業など、通年で実施が可能となりますよう、これから教育委員会3課におきまして協議を深めることとしております。

もちろんその中で、子どもたちの英語力の向上に繋がるような取り組みも検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、教育委員会としましては、多様な面で子育てしやすい篠栗町を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 答弁が終わりました。

再質問どうぞ。

荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） まず最初に、英語教育事業じゃなく教育の件ですが、大体3歳までぐらいにネイティブな英語を聞き、おしゃべりしてないと、あとは難しいんじゃないかというのが通説みたいですが、そのあたり何か機会を与えるようなことってというのは可能でしょうか。

何かそういう事業が、思い当たるもんがございましたらお聞きしたいんですが。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） 3歳児等の英語教育については今のところですね、また一方では、小学校段階で日本語又は日本語による思考というものが確立しないと英語教育もなかなか難しい等々の意見もございます。

また、今、新しく学習指導要領が平成32年度より変わる予定になっております。

今、現在小学校ではそれを選考をしまして、英語活動と英語教育を32年度からの学習指導要領が実施します時間数に合わせて、4月より実施するようにしております。小学校段階の中で基本的なものを徐々に積み上げていくという英語活動

を今、推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） ちょっと視点がずれているみたいですので、事業としてじゃなくて聞かしてやること、しゃべる機会を与えるという場を設けてほしいという意味だったんで、そういう事業が思い当たる分があったらぜひお願いして、この点は要望して、次に、国民の3大義務で「勤労・納税・教育」、これ教育は児童生徒が、授業を受けることができる、しなくちゃいけないというものでなくて、扶養する子女に義務教育を受けさせなくてはいけないという確か憲法の文面だったと思うんで、それからすると人それぞれ考え方あるんでしょうが、各々分業してなくて、連携は地域・家庭・教育委員会連携してていいと思うんですが、各々のやらなくちゃいけない使命というのはあると思うんで、その衣食住に関しては、やっぱりこれは保護者、親の責任だろうと思うんで、給食費をタダにしろっていうのは、僕はそれはいかなものかと思うんですが、そうでない、義務教育に関わる副資材については、これは最終的な予算が関わるんで、町長判断ですが、その前段の部分で教育長として、副資材に関わる部分、これは親が支払うべきものと思われませんか、どうでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） 副教材等につきましては、できるだけ学校の中で、それが保護者の方に負担がかからないようにすべきだと思います。

しかしながら、現状では項目に応じてはですね、なかなかそうはいきませんので、全ての教育費については、できるだけ教育委員会で対応できるものにつきましては、様々な費用については行っているところでございますが、副教材等については、まだそこまではなかなか難しいんじゃないかというように考えております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 再三申すようですが、予算は町長でつけられるんで、そうではなくして、教育界のトップとして「どちらが払われるべきと思われませんか」という一言だけをお尋ねしてるんです。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） 可能な限り副教材について町の方で負担していただければというふうには思っております。

○議員（荒牧 泰範） 終わります。

○議長（阿部 寛治） 質問順位 5 番、山田 眞士 議員。

○議員（山田 眞士） 議席番号 4 番、日本共産党の山田 眞士でございます。

まず最初に、「生活保護基準の引き下げについて」質問させていただきます。

政府は 2017 年 12 月に、生活保護基準額を最大 5%、総額 160 億円削減すると発表いたしました。

生活保護利用世帯の 67% で支給が減り、保護利用者の約 8 割を占める単身世帯では、78% が減額となるなど、多くの利用者の暮らしを直撃します。

子育て世帯においては、4 割が減額され、ひとり親世帯の母子加算は、平均 2 割カット、児童手当にあたる児童養育加算も減額されます。

政府が掲げる「子育て支援充実」とは逆行し、「子どもの貧困」「貧困の連鎖」をさらに拡大することが懸念されます。

施行日は、2018 年、今年の 10 月 1 日からです。

生活保護基準の引き下げは、保護利用者だけに影響があるわけではありません。

そういう意味で生活保護基準の引き下げは、全ての人に当てはまる問題だと私は思っております。

厚生労働省は、1 月下旬に、生活保護費の削減をすれば、これに伴って低所得者向けの国の 47 の制度（医療とか福祉・年金など）で影響が出ることを明らかにしました。

生活保護基準は、低所得者を対象とする多くの施策の給付水準や対象の基準となっています。

住民税非課税基準は、生活保護基準と連動しているため、住民税の非課税基準が下がれば、今まで非課税だった人が課税対象になる可能性が出てきます。それ以外にも、「介護保険料、利用料の減免」「保育料」「国民年金保険料の減免」「就学援助」「難病患者への医療費助成」などの制度への影響が考えられます。

厚生労働省は、生活保護基準を引き下げても「他の制度にできる限り影響を及ぼさないように対応する」と言っていましたけれども、2013 年の生活保護費引き下げのときには、全国 27 の自治体で就学援助の対象者が減らされています。

我が国の首相が「貧困の連鎖を断ち切る」というならば、生活保護基準を削るのではなく、生活保護を受けていない人も含めて、低所得者支援を充実することが急

務であると考えますけども、この生活保護基準の減額について、我が町では、どう
いう対応の仕方が考えられるのか。

生活保護基準者の方々は沈黙を守っておられます。

何も言わずに、さあ10月がきましたから削減するのでしょうか。

このことについて、町長の見解を求めます。

○議長（阿部 寛治） 答弁をどうぞ。

○町長（三浦 正） ただいまの山田議員の「生活保護基準の引き下げについて」

まずは、生活保護基準の見直しにつきましてお答えする前に、篠栗町における生
活保護の現状について、福祉課長からご説明をいたします。

その後、私から現状を踏まえた私どもの取り組みについて、ご案内申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、福祉課長。

○福祉課長（井上 勝則） では、私よりも、篠栗町におきます生活保護の現状等
につきましてご説明いたします。

篠栗町の被保護世帯数は、平成30年1月時点で388世帯、597人であり、
総人口に対する保護率は1.91%、糟屋地区の平均保護率は1.84%でございま
す。

生活保護の相談・受付は、福祉課福祉係及び粕屋保健福祉事務所で行っておりま
す。町民から生活に困っているという相談があった場合、まずは、生活の状況等を
確認し、必要に応じまして、県の「困りごと相談室」や社会福祉協議会の「心配ご
と相談」、同じく社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付制度」等を紹介しており、
その上で、生活保護の申請を受け付けております。

生活保護の調査・決定は、粕屋保健福祉事務所で行っておりますので、最終的に
受給できるかどうかはこちらでは不明ですが、悩んで重篤な結果になる前に、でき
れば相談に来ていただければと思っております。

そして、生活保護法基準の見直しに伴う影響についてですが、山田議員がご指摘
のとおり、影響は多岐にわたっており、そのため厚生労働省は、現在、各自治体
に対し調査を行っている最中でございます。

その上で見直しの後、国の制度につきましては、それぞれの制度の趣旨や目的等
を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本と
し、個人住民税非課税限度額や医療保険の自己負担限度額の軽減等非課税限度額を
参照しているものにつきましては、31年度以降の税制改正を踏まえて対応するこ
ととしております。

以上が現在の状況でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 各自治体の事業につきましては、国はこの度の制度の取り組みを説明し、趣旨を理解した上で各自治体において判断するようにと依頼することとなっておりますが、篠栗町においては、国・県の制度はもちろん、町の事業につきましても、各事業の目的をもとに、第6次総合計画の将来像に示す「個性を尊重し、健やかにいきいきと暮らせるまち」を推進し、役場内各課の連携、そして社会福祉協議会や粕屋保健福祉事務所、他の事業所と連携をとり、町民が住みなれた地域で安心して生活できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問どうぞ。

○議員（山田 眞士） とにかく、生活保護の問題はですね、削減は、本当にその生活保護を受けている人たちのライフラインに関わってくる問題ですよ。

ですから、これは減額されていくと、これはですね、3年にわたって減額を続けていくと言っているわけですね。そうしますと、生活保護を受けてる人たちは本当に今でもそうなんですけども、全員かどうか分かりませんが、明日への不安を持っているんですよ。私たちと同じ町民なんです。

そういう人たちが、特にひとり親所帯の場合は、本当に娘さん2人抱えて自分は、病気で病院に行きたいけども、車もない、自転車もないから、病院に万が一行くとすれば、もう1日で何もできない、そういう人もいます。そういう人たちのことを考えるとですね、5%っていっても、だいたい月1,500円ずつ減額されるのかなと思うんですけども、たった1,500円でも本当に生活ができないと言っております。

それで、あるおばあさんなんか生活保護者じゃないですけども、この方は1週間に2回風呂に入っていると、この前も訪問しましたけども、この寒いときに暖房もつけておられないんですよ。

「お母さん暖房つけてないの」って、娘が来たときにはつけるけど、普段はつけてないということで、今、70ちょっとですけども、将来生活保護を受けたいと思っておると、町に迷惑をかけたくないから80までは働いていいと言われていたから、80歳になったら申請するかもしれないと、でもそのおばあさんが、この減額が施行されると、果たして生活保護でやっていけるだろうかという問題もいろいろあります。

そういった中で、私たちは生活保護を受けている人たちをですね、何となくその

生活保護を受けてる人たちに対して、バッシングがあるんですね、みんなの税金を食い潰しているとか、そういうことを平気でいう人もいます。

でも、これは国が決めた社会保障なんです。基本中の基本なんですね。

これ以上、下げてはならないという金額が生活保護費になっているわけですから、それをさらに下げようとしているんですから、かなりきついだろうと思います。

その人達を町としては、やっぱり励ます意味でも、できるだけ削減がなされないように、町の方でも頑張っていたきたいとお願いしたいんです。

それで、私のことについての質問は終わります。

○議長（阿部 寛治） はい、第2問、続いて行ってください。

○議員（山田 眞士） 次は、国民健康保険。

国民健康保険が都道府県化されましたよね。

それについて、国民健康保険に加入している人たちは、何がどうなっているのかさっぱりわからないと。「保険料は上がるのか」「上がった場合はどうなるのか」ということをいろいろ心配しておられます。

それで私は、住民課長にお聞きしたいんですけども、本町の保険料は上がったんですか、それとも下がったんですが、それとも以前と変わらないんですか。

もし、上がり下がりだったら何パーセント上がったんでしょうか、下がったんでしょうか。

それと、そのことについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 全部言わないかんとよ。

2問通告しとうけんね。

○議員（山田 眞士） 法定外繰り入れ、これは町長に聞こうと思っているんですけども、法定外繰り入れは、軽減されるんですか。

要するに、法定外繰り入れは、広域化されて各市町村にあまりしないようにと通告されているんですか。

その二つをちょっとお聞きしたいです。

○議長（阿部 寛治） 質問はもう切らんでしょう。

通告しとうけど、間で切ったらだめよ。

○議員（山田 眞士） はい、わかりました。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 住民課長から答弁する前に、私の方から山田議員からの「国民健康保険制度の都道府県化」というご質問について、答弁をいたします。

これまでも何度か説明してきたとおり、平成30年度から持続可能な医療保険制度を構築するため、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させることとしております。これにより、給付に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付します。

市町村は、地域住民と身近な関係の中で、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き負担してまいります。

都道府県が市町村に標準的な算定方法により、市町村ごとの標準保険税率を算定し公表いたします。それを基に、市町村は、保険税を決定し、賦課・徴収いたします。そして、それを基に納付金として納めることで、国保財政を安定化させる。

以上が、新しい国民健康保険制度の概要でございます。

詳細につきましては、住民課長から答弁いたします。

村嶋課長にとって、最後の議会となる本定例会に、質問の場をいただきましたことを私からもお礼を申し上げます。

○議長（阿部 寛治） では、村嶋住民課長。

○住民課長（村嶋 茂則） それでは、山田議員の最初のご質問の「保険税率について」ですが、本町の保険税率は、平成20年に、後期高齢者医療制度が創設された際改定され、それ以降、限度額の改定以外は据え置かれたままで、近隣の市町村と比較しましても低い税率となっており、今回の新制度改正にあたり、ほぼ、県が示した標準税率を取り入れ、平均して9.35%の引き上げを今議会に提案しております。

厳しい引き上げにはなりますが、制度の持続・安定のため、応分の負担をお願いし、明日の条例委員会で充分審議していただきたいと考えております。

続きまして、2番目の「法定外繰り入れは今後削減されるのか」との質問ですが、国保の被保険者は、住民の約2割でこの2割の方のために税金を充てていいのかと、これまでも税率を下げるための繰り入れはしてきていませんし、今後も受益者負担の原則により、加入者の皆さんに、それ相応の負担はお願いしたいと考えております。

ただし、累積赤字が過大となった場合は、これまでどおり、将来の負担を減らすため、いくらかの繰り入れは行ってまいりますよう議会の皆様にもお願いしてまいります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁が終わりました。

再質問。

はい、どうぞ。

○議員（山田 眞士） もう一度、ちょっとあの住民課長に質問します。

○議員（阿部 寛治） 再質問よ。

○議員（山田 眞士） はい。

先ほど、人口が2割程度と言われましたよね。2割程度で少ないから町民の税金を使うのはって言われるけども、じゃあ何人になったら、そういうことができるんですか。

何人になったらいいんですか。

少数だと私たちは関知しませんよっていうふうにも聞こえるんですよ、そうじゃないでしょう。

そのことについて、どれぐらいの人数になったら、あるいは所帯になったら、その法定外繰り入れなら繰り入れを実行するとか、その規定があるんですか、基準があるんですかそれ、そのことをはっきりさせてください。

分かんんです。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまの質問を住民課長にされるには、多少、無理がありましようから私から申し上げますが。

ただいまへのご質問等々については、ここ10年来、日本共産党の前の前の議員はじめ、党のお立場の方々から国民健康保険制度は福祉制度じゃないかと、国民皆保険制度は、国が進める皆保険という福祉の制度で、これを人数が少ないからといって削るのはおかしいという党のお立場としてのご意見を度々賜ってきたところでございます。

そうは言いつつも、3万1,600人弱の中での六千数百人のために、毎年、その制度が赤字になるからといって赤字補填として、1億円ずつ戻入して繰り出しをしてきたわけですが、しない年もありましたが、それも一方では、おかしいじゃないかという議員の皆様方の意見もあるわけでございます。

そういうことを全体的に判断しながら、今年の補正予算におきましても、一応、赤字補填の予算1億円を組まさせていただいて、補正予算審議をお願いしているところでございます。

今回の国の制度改正は、制度改正することによって、一応今3,400億円の資金を国保の改定について充てるという発信をしていただいておりますのでございます。

そうしたことから、多少のこの9%程度の引き上げをすることにより、私どもも今後は、赤字補填の一般会計からの繰り出しは、多分しなくていいようになるのではないかというふうにも思っているわけですが、そうは言っても、今、住民課長が申し上げたように、どんどんどんどん赤字が増えるようなことになれば、国民健康保険制度の運用上、大変事務的にも滞るようなことが予想された場合には、補填する用意があるというふうなことを申し上げているわけで、何人であればいいのか、何人であればだめなのかっていうようなことを、私どもが判断しているわけではないことをお伝えしたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 山田議員、再質問。

はい、再質問どうぞ。

○議員（山田 眞士） 国民健康保険制度はですね。

これに加入する人たちは、前年と比べても増えてますよね。

そのことについて、住民課長に去年と比べてどれぐらいの国民健康保険に加入した人が増えてますか。

○議長（阿部 寛治） 一旦切って。

はい、どうぞ。

○住民課長（村嶋 茂則） 毎年二百数十名は減っております。

現在も約6,200人ぐらいですので、3万1,500人の20%、2割を切るような状況で、今年につきましても後期に移行されます関係で、200名以上は減ると見込まれています。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（山田 眞士） 国民健康保険は、健保組合の比率と考えるとね、1.6倍高いんですよ、国民健康保険の場合。

篠栗はどのぐらい高いかわかりませんが、大体高いですね。

そういった中で、国民健康保険の加入者は、高齢者が今増えているはずですよ。そういう中でその人たちが年金しかない、あるいはその年金も持たないとかいう人たちもおられるんですよ。そういった中でね、やっぱり、国民健康保険が上がって

くるということの中で、私の知り合いはですね、国民健康保険料は払ったけども病院に行けないと。なぜかといいますと、病院の治療費が払えないという方も何人かおられるんですね。保険料を払ったけども、病院に行けないんだったら、介護保険の要支援1と2の人たちも払っているけど、これといったサービスもないというのと同じ状況になってくるんですね。

このことについてちょっと住民課長に答弁をお願いしたいんです。

○議長（阿部 寛治） 町長どうぞ。

○町長（三浦 正） _____

○議長（阿部 寛治） 質問、はい。

○議員（山田 眞士） それは仮に、_____結構いるんですよ。その人達が払えなければ、結局、短期証とか、そういうのを渡すんでしょう。或いは、認定証みたいなのを渡して、徴収を徹底的にやるということでしょう。

そういうことも、私はここで何を言おうとしているかっていうと、その数字だけを見るんじゃなくて、その国民健康保険に加入している人たちの所帯の実態を見えますか。

私は、ここで聞きましたよ。

ほとんど実態は見てないんじゃないですか。

どういう生活をして、払えないとか言っているのかっていう実態を調べておられますか。大変なもんですよ。

そういうことを踏まえた上での保険料っていうのを払うのも、自治体の役目じゃないですかね、そう思いますけども、そのことについて。

○議長（阿部 寛治） 終わりますか。

○議員（山田 眞士） 質問して終わります。

○町長（三浦 正） お立場でのご質問の趣旨はよくわかりました。

私どもは先ほど来申し上げておりますように、国民健康保険税という税の徴収者

でございますので、町民の皆さんで国民健康保険税の該当となる皆様方には公平に払っていただく義務があるというふうに認識しておりますので、そのように徴収を行っていきたくと考えておるところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ、最後。

○議員（山田 眞士） あのですね、社会保障制度というのは、自助共助の制度ではないですよ。国がこれを国民健康保険制度というのを、国民皆保険制度というのをつくったんですよ。

これが、自助介助でやっていけるはずがないですよ。

しかも、その国民保険税を払っている人たちの所帯の実態というのは、本当に年金だけ、それも、国民年金だけで満額でも6万ぐらいしかないですよ。

そういう人たちがね、保険税を払っていこうとすると、本当大変ですよ。

しかも、その国民健康保険税を払った後が、非常に問題があるんですよ。

町長、これね、考えていただきたいんですよ。

病院に行って治療費が幾らかってというのは、治療を受けないとわからないわけじゃないですか。そのときに、払おうと思っても払えないから、もう払えなかったから、そのときだけ払って、もう次からは行かないっていう人たちもいるわけですね。

だから、私はね、そこんところも、住民課の方でもよく検討していただきたいと思うんですよ、検討するというのは、保険証を渡すときに、この人は大丈夫かどうかというのを、確認をしてほしいと思うんですよ。

そうしないと、保険証はもらったけども、病院に行けないという人達も結構おられるんです、高齢者の中に。

そういうことを最後に申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部 寛治） 一般質問はね、よく精査して、わかりやすく、自分の言葉で、間で山田議員、いろいろ方向がくるくる変り様ような気がしますので、通告した範囲内で、よく執行部側にもわかるように、そこで、いろいろ言ってください。

議長としても、あなたが言いようことを止める権利はあんまりないですから、なるべく言っていただこうという気持ちで聞いておりますけども、一言、私の感想を言って、すべて終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午後0時02分